

## 大館市介護福祉士資格取得支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護職に従事する人材の確保及び資質の向上を図るため、介護福祉士の資格取得に要する費用の一部を補助することについて、大館市補助金等の適正に関する規則(昭和62年規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条に規定する介護福祉士試験を受けるために必要な研修で、介護福祉士として必要な知識及び技能の修得を目的として文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において実施されるものをいう。
- (2) 介護福祉士の資格取得 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第42条に規定する介護福祉士となる資格を有する者が、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省で定める事項の登録を受けることをいう。
- (3) 介護事業所等 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく指定を受け、法第8条第1項の居宅サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)若しくは同条第14項の地域密着型サービスを行う事業所、同条第27項の介護老人福祉施設、同条第28項の介護老人保健施設、法第8条の2第1項の介護予防サービス(介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)若しくは同条第12項の地域密着型介護予防サービスを行う事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所をいう。
- (4) 在職者 前号に掲げる介護事業所において勤務している従業員(非正規雇用者を含む。)をいう。
- (5) 求職者 定まった職を持たない者のうち、公共職業安定所に登録し求職活動をしている者をいう。
- (6) 資格を取得した日 合否の判明があった日及び認定等を受けた日の遅い日とする。なお、結果的に資格を取得できなかった場合は合否の判明があった日とする。

(申請者)

第3条 補助金の交付を申請できる者(以下「申請者」という。)は、第4条に掲げる補助対象費用を負担した者で、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める条件を満たすこと。

ア 介護事業所等の事業主

( ) 申請日において市内で介護事業所等を1年以上運営していること。ただし、新たに開設された介護事業所等にあつては、申請日において当該介護事業所等の事業主が市内で当該介護事業所等以外の介護事業所等を1年以上運営していること。

( ) 第10条に規定する交付請求の期限の日において法に基づくサービスの提供を休止し、又は介護事業所等を廃止していないこと。

イ 在職者及び求職者

申請日において市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記載されていること。

(2) 申請日において「市税・国民健康保険税」を滞納していないこと。

(補助対象費用)

第4条 補助金の交付対象となる介護福祉士の資格取得に要する費用(以下「対象費用」)は、次に掲げるものとする。

(1) 介護福祉士実務者研修に係る受講料及び教材費(分割払いの手数料や修了評価不合格者の追試等に係る費用は除く。)

(2) 介護福祉士国家試験受験料

(3) 介護福祉士の資格登録にかかる費用

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた費用(受験料等の振込にかかる振込手数料や郵便料金は除く。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象者1人につき、対象費用に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、100,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 申請者は、次に掲げる書類を添えて、大館市介護福祉士資格取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(1) 介護福祉士実務者研修修了証明書の写し及び介護福祉士の資格取得状況を明らかにする書類の写し

(2) 対象費用の領収書の写し(受講料等についてクレジットカード会社を介して分割等の支払契約をした場合には、介護保険法施行令(平成10年政令第4

12号)第3条第1項第2号に規定する介護員養成研修事業者が発行するクレジット契約書の写し)

- (3) 申請者の住民票の写し。ただし申請者が介護事業所等の事業主の場合にあっては、市内で介護事業所等を1年以上運営していることを証明する書類又はその写し(新たに開設された介護事業所等にあっては、事業主が市内で当該事業所等以外の介護事業所等を1年以上運営していることを証明する書類又はその写し。)
- (4) 申請者の「市税・国民健康保険税」に滞納がないことを証明する書類
- (5) 申請者が在職者の場合にあっては、就労先が確認できる書類又はその写し
- (6) 申請者が求職者の場合にあっては、ハローワークカード又それに準ずる書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請書の提出期限(以下「申請期限」とする。)は、対象研修を修了した日又は介護福祉士の資格を取得した日から3月以内とする。

3 平成30年4月以降に本事業の適用を受け補助金の交付を受けた場合は、再び補助金の交付申請をすることはできない。ただし、結果的に介護福祉士の資格を取得できなかった場合は、翌年度以降1回に限り再び交付申請することができる。

4 他の制度(厚生労働省が定める教育訓練給付制度を除く。)による補てん対象となっている場合は、補助金の交付申請をすることができない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、予算の範囲内において補助対象者を決定し、大館市介護福祉士資格取得支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更及び取下げ)

第8条 申請者又は補助対象事業所は、第6条の規定による申請内容について変更が生じたときは、大館市介護福祉士資格取得支援事業補助金交付申請変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、大館市介護福祉士資格取得支援事業補助金交付申請変更承認書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

3 申請者又は補助対象事業所は、第6条の規定による申請を取り下げようとするときは、大館市介護福祉士資格取得支援事業補助金交付申請取下書(様式第6号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(交付請求)

第9条 補助対象者は、第6条の規定による申請を行った日の属する年度（以下この条において「申請年度」という。）の3月31日までに大館市介護福祉士資格取得支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助対象者の責めに帰する事由によりこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた後に第8条第3項の規定により補助金の交付申請を取り下げたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、その旨を大館市介護福祉士資格取得支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の場合において、当該取消しに係る部分について交付済みの補助金があるときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。